

処分基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第75条の2第2項
処 分 概 要：車両の使用制限命令
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準） 道路交通法第114条（方面公安委員会への権限の委任） 道路交通法施行令第44条（権限の委任）
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 合 せ 先： 北海道警察本部交通指導課駐車対策センター（電話011-251-0110） 各方面本部交通課企画・指導係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備 考：

別添 処分量定の基準

前歴の回数・放置違反金の 納付命令の回数 車両の種類	前歴なし			前歴 1 回			前歴 2 回以上
	3 回	4 回	5 回 以上	2 回	3 回	4 回 以上	1 回以上
大型自動車、大型特殊自動車又は重被 牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	3 月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2 月	2 月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小 型特殊自動車又は原動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1 月	1 月